

学校及び救護施設指定取扱規則の一部改正について（2026年2月27日九州旅客鉄道株式会社公告第17号）

学校及び救護施設指定取扱規則（1987年4月九州旅客鉄道株式会社公告第3号）の一部を次のように改正し、2026年3月14日から施行します。

現 行	改 正
<p data-bbox="591 272 667 304">(前略)</p> <p data-bbox="159 360 367 392">(学割証の発行方)</p> <p data-bbox="143 403 1097 520">第11条 指定学校の代表者は、学割証を学生又は生徒に交付するときは、これに次の各号に掲げる事項を記入して職印を押し、学割証発行台帳に契印を押したうえ、交付するものとする。</p> <p data-bbox="591 572 667 604">(中略)</p> <p data-bbox="143 660 1111 903">5 旅客規則第39条の規定による通学用割引普通回数乗車券を購入する通信による教育を行う大学の学生及び高等学校の生徒に対して交付する学割証は、通信教育学校用の学校学生生徒旅客運賃割引証を使用し、同割引証には、第1項の規定によるほか、乗車区間欄に通学区間を、乗車券の種類欄には「回数」と記入するものとする。この場合、旅客規則第39条第1項第1号に規定する学生に対して交付する学割証は、割引コード番号の「47」を○で囲むものとする。</p> <p data-bbox="591 1003 667 1035">(中略)</p>	<p data-bbox="1583 272 1659 304">(前略)</p> <p data-bbox="1151 360 1359 392">(学割証の発行方)</p> <p data-bbox="1135 403 2089 520">第11条 指定学校の代表者は、学割証を学生又は生徒に交付するときは、これに次の各号に掲げる事項を記入して職印を押し、学割証発行台帳に契印を押したうえ、交付するものとする。</p> <p data-bbox="1583 572 1659 604">(中略)</p> <p data-bbox="1135 660 2103 948">5 旅客規則第39条の規定による通学用割引普通回数乗車券を購入する通信による教育を行う大学の学生及び高等学校の生徒に対して交付する学割証は、通信教育学校用の学校学生生徒旅客運賃割引証を使用するものとし、同割引証には、第1項の規定によるほか、乗車区間欄に通学区間を記入したうえで、乗車券の種類欄の「普通回数乗車券」を○で囲むものとする。この場合、旅客規則第39条第1項第1号に規定する学生に対して交付する学割証は、割引コード番号の「47」を○で囲むものとする。</p> <p data-bbox="1583 1003 1659 1035">(中略)</p>
<p data-bbox="159 1090 342 1121">(証明書の交付)</p> <p data-bbox="143 1133 1115 1206">第18条 指定学校の学生・生徒・児童又は幼児に対する旅客規則第170条第1項に規定する証明書の交付は、学校の代表者が行うものとする。</p> <p data-bbox="143 1217 1115 1377">2 旅客規則第170条第1項第2号に規定する通学定期乗車券購入兼用の証明書は、指定部科以外の学生・生徒、通信による教育を行う高等学校の生徒及び放送大学学園法（平成14年法律第156号）第4条の規定により設置された大学の学生に対して交付しないものとする。</p> <p data-bbox="143 1388 815 1420">3 証明書は、指定学校の代表者が作製するものとする。</p>	<p data-bbox="1151 1090 1335 1121">(証明書の交付)</p> <p data-bbox="1135 1133 2107 1206">第18条 指定学校の学生・生徒・児童又は幼児に対する旅客規則第170条第1項に規定する証明書の交付は、学校の代表者が行うものとする。</p> <p data-bbox="1135 1217 2107 1377">2 旅客規則第170条第1項第2号に規定する通学定期乗車券購入兼用の証明書は、指定部科以外の学生・生徒、通信による教育を行う高等学校の生徒及び放送大学学園法第4条の規定により設置された大学の学生に対して交付しないものとする。</p> <p data-bbox="1135 1388 1807 1420">3 証明書は、指定学校の代表者が作製するものとする。</p>

現 行	改 正
<p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(被救護者割引証の発行方)</p> <p>第 28 条 指定救護施設の代表者は、被救護者割引証を被救護者又はその付添人に対して交付するときは、これに次の各号に掲げる事項を記入して、職印を押し、被救護者割引証発行台帳に対して契印を押したうえ、交付するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 発行番号</li> <li>(2) 指定番号</li> <li>(3) 乗車区間</li> <li>(4) <u>乗車券の種類</u></li> <li>(5) 旅行証明書番号</li> <li>(6) 被救護者の氏名及び年齢</li> <li>(7) 付添人の氏名及び年齢</li> <li>(8) 有効期限</li> <li>(9) 発行年月日</li> <li>(10) 施設所在地</li> <li>(11) 施設名</li> <li>(12) 施設代表者氏名</li> </ol> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	<p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(被救護者割引証の発行方)</p> <p>第 28 条 指定救護施設の代表者は、被救護者割引証を被救護者又はその付添人に対して交付するときは、これに次の各号に掲げる事項を記入して、職印を押し、被救護者割引証発行台帳に対して契印を押したうえ、交付するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 発行番号</li> <li>(2) 指定番号</li> <li>(3) 乗車区間</li> <li>(4) <u>乗車行程</u></li> <li>(5) 旅行証明書番号</li> <li>(6) 被救護者の氏名及び年齢</li> <li>(7) 付添人の氏名及び年齢</li> <li>(8) 有効期限</li> <li>(9) 発行年月日</li> <li>(10) 施設所在地</li> <li>(11) 施設名</li> <li>(12) 施設代表者氏名</li> </ol> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>